



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月21日金曜日 第594号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	164
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	165
指定施術機関の廃止の届出.....	(") ...	165
指定医療機関の辞退.....	(") ...	165
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...	165
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	(") ...	165
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	166
医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出.....	(") ...	166
都市計画の変更(一部変更).....	(都市計画課) ...	166
道路の区域変更(県道西条久万線).....	(東予地方局管理課) ...	166
道路の供用開始(県道今治波方港線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	166
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	167
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	167
道路の供用開始(").....	(") ...	167
道路の区域変更(県道高瀬松溪線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	167
道路の供用開始(").....	(") ...	168

公 告

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務の委託.....	(行政経営課総務事務管理室) ...	168
愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船の製造.....	(高校教育課) ...	169

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則.....	(警察本部運転免許課) ...	170
---------------------------	-----------------	-----

公営企業告示

指定納付受託者の指定.....	(公営企業管理局総務課) ...	184
-----------------	------------------	-----

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課) ...	184
-----------------------------------	------------------	-----

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....	(公営企業管理局総務課) ...	185
-----------------------------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第195号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ココロ調剤薬局なかぞね店	四国中央市中曾根町5066番2	令和6年4月1日
いずみ内科循環器クリニック	東温市志津川南一丁目1-2	令和7年1月1日

上田小児科	宇和島市広小路1番26号	令和7年1月1日
王子調剤薬局	新居浜市王子町3番2号	令和7年1月1日
こもだデンタルオフィス宮原	新居浜市宮原町1番58号	令和7年1月1日
庄内調剤薬局	新居浜市庄内町1丁目14番35号	令和7年1月1日
なのはなこども医院	伊予市下吾川1002番1	令和7年1月1日
ハート調剤薬局	西条市大町755番11	令和7年1月1日
本郷調剤薬局	新居浜市本郷三丁目5番35号	令和7年1月1日
吉峯歯科医院	西条市大町1582-3	令和7年1月4日

ドラッグセイムス宇和島和 霊薬局	宇和島市和霊町1211番地	令和7年2月3日
---------------------	---------------	----------

○愛媛県告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
伊 予 診 療 所	伊予市米湊816 - 1	令和6年11月30日
エ ー ル 薬 局 城 辺 店	南宇和郡愛南町城辺甲24 81番1	令和6年11月30日
定 成 歯 科 医 院	西条市喜多川花園町374 - 4	令和6年12月25日
いずみ内科循環器クリニック	東温市志津川南一丁目1 - 2	令和6年12月31日
上 田 小 児 科	宇和島市広小路1番26号	令和6年12月31日
王 子 調 剤 薬 局	新居浜市王子町3番2号	令和6年12月31日
こもだデンタルオフィス宮原	新居浜市宮原町1 - 58	令和6年12月31日
庄 内 調 剤 薬 局	新居浜市庄内町一丁目14 - 35	令和6年12月31日
な の は な こ ど も 医 院	伊予市下吾川1002番1	令和6年12月31日
ハ ー ト 調 剤 薬 局	西条市大町755番11	令和6年12月31日

○愛媛県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社ケアサポートさくら	宇和島市丸穂甲937番地15	グループホームしおり	宇和島市丸穂甲937番地15	令和7年2月17日

○愛媛県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人 有津むらかみクリ ニック	今治市伯方町有津甲2335番地	指定居宅介護支援事業所 あ すなる	今治市伯方町北浦甲2289番地 1	令和7年1月10日

本 郷 調 剤 薬 局	新居浜市本郷三丁目5番 35号	令和6年12月31日
矢 野 歯 科 医 院	八幡浜市字下松影1112 - 4	令和6年12月31日
吉 峯 耳 鼻 科 ・ 歯 科	西条市大町登道1582 - 3	令和7年1月3日

○愛媛県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所 名 称 所 在 地		廃 止 年 月 日
	青 野 健 史	あおぞら整骨院	

○愛媛県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
松 沢 歯 科 医 院	宇和島市鶴島町6 - 7	令和7年2月28日

○愛媛県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアサポートさくら	宇和島市丸穂甲937番地15	グループホームしおり	宇和島市丸穂甲937番地15	令和7年2月17日

○愛媛県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等のように廃止した旨の届出があった。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社ひかり	広島県呉市阿賀中央四丁目5番16号	訪問看護ステーションひかり八幡浜事業所	八幡浜市矢野町449-3 森ビル第5	令和3年1月31日

○愛媛県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

- 四国中央都市計画道路
3・5・6 駅前平木線
2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 四国中央市妻鳥町、川之江町及び金生町下分の各一部
 - (2) 削除する部分 四国中央市妻鳥町、川之江町及び金生町下分の各一部

○愛媛県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	西条久万線	西条市西之川字老野丁76番1から 同市西之川字老野丁75番1まで	旧	メートル 4.0~6.5	キロメートル 0.225	
			新	25.1~38.6	0.225	

○愛媛県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市栞志713番8	令和7年3月21日

"	"	今治市拝志720番9から 同市拝志741番5まで	"
---	---	-----------------------------	---

○愛媛県告示第206号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-4)第4795号	令和4年8月14日	石井産業㈱	木西 弘子	松山市越智1-11-15	令和7年2月6日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-2)第12016号	令和2年8月19日	(有)匠家	丸山里加子	上浮穴郡久万高原町露峰35-2	令和7年2月25日	とび・土工事業 解体工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	長浜保内線	大洲市豊茂甲1247番2から 同市豊茂甲1273番2まで	旧	メートル 5.1~13.3	キロメートル 0.164	
			新	7.0~23.3	0.164	

○愛媛県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市豊茂甲1247番2から 同市豊茂甲1273番2まで	令和7年3月21日

○愛媛県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	高瀬松深線	西予市野村町富野川2110番1から 同町富野川2110番1まで	旧	メートル 3.7~4.2	キロメートル 0.027	
		西予市野村町富野川2149番2から 同町富野川2150番3まで	新	7.6~10.7	0.027	

○愛媛県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2149番2から 同町富野川2150番3まで	令和7年3月21日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託
 - (2) 委託業務名及び数量
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託 一式
 - (3) 委託業務の内容等
入札説明書による。
 - (4) 委託期間
ア 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
イ 委託業務に係る成果品の納入期限
令和8年3月31日（火）
 - (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
入札説明書による。
 - (6) 入札方法
ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (3) ISO27001の認証及びPマーク（プライバシーマーク）を取得していること又は、上記認証等内容と同等の規定を整備していること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室庶務事務グループ
〒790 0001
愛媛県松山市一番町四丁目2番地 NTTコム松山ビル7階
電話 (089)912 2476
組織改正等があった場合は、本業務を移管した所屬とする。
 - (2) 入札書の受領期限
令和7年4月30日（水）午後2時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
令和7年3月21日（金）から同年3月28日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和7年4月30日（水）午後2時
愛媛県庁第一別館5階第12会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。
イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。
- (7) 受付期間
令和7年3月21日（金）から同年3月28日（金）までの執務時間中
 - (4) 受付場所
3の(1)に掲げる場所
 - (7) 受付期間
令和7年3月21日（金）から同年4月11日（金）までの執務時間中
 - (4) 受付場所
3の(1)に掲げる場所
 - (4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Consignment of Ehime Prefecture General Affairs , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 30 April 2025
- (3) For further information , please contact: Reform Promotion Group , General Affairs and Administrative Reform Office , Digital Strategy Sub Department , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 0001 Japan
TEL 089 912 2476

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船の製造
- (2) 調達物品名及び数量
愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船 一式
- (3) 調達物品の仕様等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和9年10月29日まで
- (5) 納入場所
愛媛県知事が指定する場所
- (6) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、か

つ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札停止の期間中にない者であること。
- (4) 対象船舶を建造するために必要な船台等を現に有している者であること。
- (5) 以下のいずれの実績も有する者であること。

ア 国際航海に従事する船舶を建造した実績

イ 国又は地方公共団体の船舶を建造した実績

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

- (2) 入札書の受領期限

令和7年5月20日（火）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

令和7年3月21日（金）から4月4日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年5月20日（火）午前10時

愛媛県庁第一別館10階教育委員室（都合により変更する場合があります。）

- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、令和7年5月19日（月）午後5時15分までに必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (ア) 受付期間

令和7年3月21日（金）から4月4日（金）までの執務時間中

- (イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を、次の期限までに提出すること。

(ア) 受付期間

令和7年3月21日(金)から4月30日(水)までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計

規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Training Ship , 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 20 May 2025

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m. , 19 May 2025)

(3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第1条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署又は新居浜市のうち別子山に住所地を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所地を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所地を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所地を有する者は西条西警察署(以下「その者の住所地等を管轄する警察署」という。)(法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、同項に規定する免許証の再交付の申請に伴う法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納の届出、同項に規定する免許情報記録個人番号カード(別記様式第22号の3及び別記様式第22号の4において「マイナ免許証」という。)のみを有する者が、当該免許情報記録個人番号カードを亡失、滅失、汚損、破損等(以下「亡失等」という。)した場合における法第107条の規定による法第95条の2第11項に規定する免許証の交付の申請及び同条第1項に</p>	<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署又は新居浜市のうち別子山に住所地を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所地を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所地を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所地を有する者は西条西警察署(以下「その者の住所地等を管轄する警察署」という。)(法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請</p>

規定する特定免許情報の記録の申請（同条第11項に規定する免許証の交付申請を同時に行う場合を含む。）並びに法第92条第2項に規定する免許証及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）を有する者が、当該免許情報記録個人番号カードを亡失等した場合における同条第1項に規定する特定免許情報の記録の申請（同条第4項に規定する免許証の返納の届出を同時に行う場合を含む。）、施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出（以下「再交付等の申請」という。）については、その者の住所地等を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第4項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）及び質問票の提出、法第91条の2に規定する免許の条件の付与等の申請、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納の届出、同条第11項に規定する免許証の交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証等の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証等の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付申請、同条第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請、法第106条の3第1項に規定する免許証の返納、法第106条の4第1項に規定する免許情報記録の抹消、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出、施行規則第29条の2の4及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の10第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の返納、施行規則第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カード（別記様式第22号の4において「マイナ経歴証明書」という。）のみを有する者に係る住所等の変更の届出、施行規則第30条の16第1項又は第2項に規定する運転経歴情報の抹消の届出にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)～(3) 省略

(4) 法第101条第1項に規定する免許証等の更新の申請及び質問票の提出（松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。）

(5) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証等の更新の申請及び質問票の提出（松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。）

(6) 法第101条の2の2第1項に規定する公安委員会を經由して行う免許証等の更新の申請及び質問票の提出

(7)～(12) 省略

(13) 施行規則第18条の5に規定する_____限定解除審査の申請（松山東警察署等の管轄区域に住所地を有す

_____については、その者の住所地等を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）及び質問票の提出、法第91条の2に規定する免許の条件の付与等の申請、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項

_____に規定する免許証の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項_____に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項_____に規定する免許証の返納

_____、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請_____、施行規則第29条の2の4及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納

_____にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)～(3) 省略

(4) 法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請及び質問票の提出（松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。）

(5) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請及び質問票の提出（松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。）

(6) 法第101条の2の2第1項に規定する公安委員会を經由して行う免許証の更新の申請及び質問票の提出

(7)～(12) 省略

(13) 施行規則第18条の5に規定する眼鏡条件に係るもの以外の限定解除審査の申請（松山東警察署等の管轄区域に住所地を有す

るものに限る。)

(14)～(19) 省略

20 法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請
(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者(令第43条第4項第1号に該当する者を除く。))に限る。)

21 法第95条の2第4項に規定する免許証の返納(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

22 法第95条の2第11項に規定する免許証の交付の申請(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

23 法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請
(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

24 施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出
(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

25 施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

26 施行規則第30条の12第2項又は第3項に規定する運転経歴証明書の返納の届出(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

27 施行規則第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

28 施行規則第30条の16第1項又は第2項に規定する運転経歴情報の抹消の届出(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

2 省略

3 次の各号に掲げる申請(松山東警察署等以外の警察署を経由して提出する申請にあつては、免許証等の更新の申請(再交付等の申請を同時に行う場合に限る。))及び法第103条第1項規定による免許の効力が停止されている場合における免許証等の更新の申請を除く。)又は届出をしようとする者は、第1項の規定によるほか、松山東警察署等以外の警察署又は大洲警察署内子交番、西予警察署野村交番若しくは宇和島警察署鬼北交番(以下「内子交番等」という。)を経由することができる。

(1) 法第95条の6第1項の表備考一の口に規定する優良運転者(以下「優良運転者」という。)による法第101条第1項に規定する免許証等の更新の申請

(2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出(優良運転者が法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証等の更新の申請をする場合に限る。)

(3) 優良運転者による法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証等の更新の申請

4 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出又は法第95条の5第2項の規定により読み替えられた法第94条第1項の規定による届出をしようとする者は、第1項及び前項の規定によるほか、その者の住所地を管轄する警察署の交番(内子交番等に限る。)を経由することができる。

(安全運転管理者等の届出等)

第13条 1～3 省略

4 第1項の安全運転管理者等の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成

るものに限る。)

(14)～(19) 省略

20 法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請
(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者(令第43条第4項第1号に該当する者を除く。))に限る。)

21 法第95条の2第4項に規定する免許証の返納(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

22 法第95条の2第11項に規定する免許証の交付の申請(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

23 法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請
(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

24 施行規則第21条の8に規定する免許情報記録の抹消の届出
(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

25 施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

26 施行規則第30条の12第2項又は第3項に規定する運転経歴証明書の返納の届出(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

27 施行規則第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

28 施行規則第30条の16第1項又は第2項に規定する運転経歴情報の抹消の届出(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)

2 省略

3 次の各号に掲げる申請(松山東警察署等以外の警察署を経由して提出する申請にあつては、免許証の更新と再交付を同時に行う申請)及び法第103条第1項の規定による免許の効力が停止されている場合における免許証の更新の申請を除く。)又は届出をしようとする者は、第1項の規定によるほか、松山東警察署等以外の警察署又は大洲警察署内子交番、西予警察署野村交番若しくは宇和島警察署鬼北交番(以下「内子交番等」という。)を経由することができる。

(1) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者(以下「優良運転者」という。)による法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請

(2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出(優良運転者が法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請をする場合に限る。)

(3) 優良運転者による法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請

4 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出をしようとする者は、第1項及び前項の規定によるほか、その者の住所地を管轄する警察署の交番(内子交番等に限る。)を経由することができる。

(安全運転管理者等の届出等)

第13条 1～3 省略

4 第1項の安全運転管理者等の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票又は

25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)(表面に限る。)若しくは運転免許証の写し

- (2) 運転免許を受けた安全運転管理者等にとっては、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの
- (3) 安全運転管理者等にとっては、安全運転管理実務経歴証明書(別記様式第13号)(自動車の運転の管理に関する実務の経験(以下「実務経験」という。)が2年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にとっては、1年)以上の者)又は資格認定書(別記様式第14号)の写し
- (4) 副安全運転管理者等にとっては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの(自動車の運転の経験の期間が3年以上の者)若しくは安全運転管理実務経歴証明書(実務経験が1年以上の者)又は資格認定書の写し

5 省略

(合格通知)

第22条 試験に合格した者には、文書又は口頭によってその旨通知する。

(適性検査の通知)

第23条の4 法第101条の2の2第7項に規定する通知は、適性検査通知書(別記様式第21号の6)により行うものとする。

(申請用写真の添付の省略)

第24条の3 法第95条の2第1項の特定免許情報の記録の申請及び同条第11項の免許証の交付の申請は、再交付等を伴う申請をする場合を除き、施行規則第21条の2第3項、第21条の9第3項の申請用写真の添付を要しない。

2 法第101条第1項の免許証等の更新の申請、法第101条の2第1項の更新期間前における免許証等の更新の申請又は法第104条の4第1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第29条第3項又は第30条の9第3項の申請用写真の添付を要しない。

(1) 再交付等の申請を併せて行う場合

(2) 省略

(更新情報の提供)

第24条の4 法第101条第3項の規定による免許証等の更新情報に関する連絡は、運転免許証等更新連絡書(別記様式第22号の3)により行うものとする。

(公安委員会を経由する更新申請の受付)

第24条の5 法第101条の2の2第1項の規定による公安委員会を経由して行う免許証等の更新申請の受付時間は、月曜日から金曜日及び日曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日(休日を除く。)(以下「開庁日」という。))の8時30分から9時30分まで及び13時00分から14時00分までの間とする。

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条の6 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付(再交付)申請・記載事項変

運転免許証の写し

(2) 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの(運転免許を受けた安全運転管理者等に限る。)

(3) 安全運転管理実務経歴証明書(別記様式第13号)(自動車の運転の管理に関する実務の経験(以下「実務経験」という。)が2年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にとっては、1年)未満の者を除く。))又は資格認定書(別記様式第14号)の写し(安全運転管理者に限る。)

(4) 安全運転管理実務経歴証明書(実務経験が1年未満の者を除く。))又は資格認定書の写し(第1号の戸籍抄本若しくは住民票の写しを添付した副安全運転管理者又は自動車の運転の経験の期間が3年未満で、かつ、同号の運転免許証の写しを添付した副安全運転管理者に限る。)

5 省略

(合格通知)

第22条 試験に合格した者には、文書によってその旨通知する。

(適性検査の通知)

第23条の4 法第101条の2の2第5項に規定する通知は、適性検査通知書(別記様式第21号の6)により行うものとする。

(申請用写真の添付の省略)

第24条の3 法第101条第1項の免許証等の更新の申請、法第101条の2第1項の更新期間前における免許証等の更新の申請又は法第104条の4第1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第2項第9号の申請用写真(以下「申請用写真」という。))の添付を要しない。

2 法第101条第1項の免許証等の更新の申請、法第101条の2第1項の更新期間前における免許証等の更新の申請又は法第104条の4第1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第2項第9号の申請用写真(以下「申請用写真」という。))の添付を要しない。

(1) 法第94条第2項の免許証の再交付の申請を併せて行う場合

(2) 省略

(更新情報の提供)

第24条の4 法第101条第3項の規定による免許証等の更新情報に関する連絡は、運転免許証更新連絡書(別記様式第22号の3)により行うものとする。

(公安委員会を経由する更新申請の受付)

第24条の5 法第101条の2の2第1項の規定による公安委員会を経由して行う免許証等の更新申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、

8時30分から9時30分まで及び13時00分から14時00分までの間とする。

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条の6 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付(再交付)申請・記載事項変

更届出書（別記様式第22号の4）及び規則第30条の8第2項の申請用写真1枚（松山東警察署等で申請する場合に限る。）

を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の受付時間は、開庁日のうち、次の表の左欄に掲げる申請先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

Table with 2 columns: 申請先, 受付時間. Rows include 警察本部運転免許課 and 警察署及び内子交番等 with specific time slots.

（運転経歴情報の記録申請）

第24条の6の2 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請は、運転経歴証明書交付（再交付）申請・記載事項変更届出書及び規則第30条の8第2項の申請用写真1枚（運転経歴証明書のみを有する者が、当該運転経歴証明書を亡失等し、運転経歴情報の記録の申請をする場合及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者が、当該運転経歴情報記録個人番号カードを亡失等し、運転経歴情報の記録の申請をする場合に限る。）を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の受付時間は、前条第2項の規定を準用する。

（運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードの記載事項の変更届出）

第24条の7 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出は、運転経歴証明書交付（再交付）申請・記載事項変更届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出の受付時間は、開庁日のうち、次の表の左欄に掲げる届出先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

Table with 2 columns: 届出先, 受付時間. Rows include 警察本部運転免許課 and 警察署及び内子交番等 with specific time slots.

（運転経歴証明書の再交付申請）

第24条の8 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、運転経歴証明書交付（再交付）申請・記載事項変更届出書及び同条第2項の申請用写真1枚を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の受付時間は、第24条の6第2項の規定を準用する。

（運転経歴証明書の返納届出）

第24条の8の2 施行規則第30条12の規定による運転経歴証明書の返納は、運転経歴証明書返納届（別記様式第22号の4の2）を公

更届出書（別記様式第22号の4）及び申請用写真1枚（愛媛県運転免許センターにおいて申請する場合を除く。）を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる申請先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

Table with 2 columns: 申請先, 受付時間. Rows include 警察本部運転免許課 and 警察署及び内子交番等 with specific time slots.

（運転経歴証明書）の記載事項の変更届出）

第24条の7 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出

は、運転経歴証明書交付（再交付）申請・記載事項変更届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる届出先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

Table with 2 columns: 届出先, 受付時間. Rows include 警察本部運転免許課 and 警察署及び内子交番等 with specific time slots.

（運転経歴証明書の再交付申請）

第24条の8 第24条の6の規定は、施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請について準用する。この場合において、第24条の6第1項中「法第104条の4第5項」とあるのは「施行規則第30条の13第1項」と、「交付の」とあるのは「再交付の」と読み替えるものとする。

安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の届出の受付時間は、第24条の7第2項の規定を準用する。

(運転経歴情報の抹消届出)

第24条の8の3 施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消は、運転経歴情報抹消届(別記様式第22号の4の3)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の届出の受付時間は、第24条の7第2項の規定を準用する。

別記様式第21号の6(第23条の4関係)

省略

道路交通法第101条の2の2第7項の規定により適正検査を次のとおり行うこととしたので通知します。

なお、運転免許証等の有効期限内にこの通知に係る適正検査を受けられない場合は、運転免許証等の更新を受けることができません。

省略

注 省略

別記様式第21号の6(第23条の4関係)

省略

道路交通法第101条の2の2第5項の規定により適正検査を次のとおり行うこととしたので通知します。

なお、運転免許証の有効期限内にこの通知に係る適正検査を受けられない場合は、運転免許証の更新を受けることができません。

省略

注 省略

別記様式第22号の3を次のように改める。

別記様式第22号の3（第24条の4関係）運転免許証更新連絡書

住 所
氏 名 様

愛媛県公安委員会

運転免許証等更新連絡書

年 月 日

あなたの運転免許証等の有効期限が近づきましたので、次により更新の手続きをとってください。

1 今回のあなたの更新手続

更新手続のできる期間		
更新手続の場所		
運転者の区分		
講習の種別		
他の都道府県公安委員会を 経由して行う更新申請		
免許証番号		
マイナ免許証番号		
更新後の有効期限		
	更新手数料	講習手数料
	円	円

2 申請受付窓口等

3 更新手続の際に持参する物

- (1) この連絡書
 - (2) 現に有する運転免許証、マイナ免許証、マイナンバーカード（マイナ免許証を作成する場合）
 - (3) 手数料（現金又は愛媛県収入証紙）
 - (4) その他該当者のみ必要な物
 - ア 記載事項に変更がある方
 - 氏名変更：マイナンバーカードの提示又は住民票の写しを提出
 - 本籍変更：本籍地を記載した住民票の写しを提出
 - 住所変更：住民票の写し等住所確認できる書類を提示
 - イ 高齢者講習等の受講済の方
 - 特定認定教育又は特定任意講習等の終了証明書（対象者）
 - 高齢者講習終了証明書（70歳以上の方）
 - 認知機能検査等結果通知書等（75歳以上の方）
 - 運転技能検査受検結果証明書等（対象者）
 - (5) マイナ免許証を作成希望の方
 - マイナンバーカードに設定している署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16桁）
 - (6) 顔写真（3.0cm×2.4cm）が必要な方
 - 更新時に免許証を紛失している方 2枚
 - 運転免許の停止処分中の方 1枚
- 4 マイナンバーカードと運転免許証の一体化について
- 5 他の都道府県公安委員会を經由して行う更新申請手続（愛媛県内の住所の方が県外の窓口を經由して更新する場合）

別記様式第22号の4を次のように改める。

別記様式22号の4（第24条の6、第24条の6の2、第24条の7、第24条の8関係）

（表）

太線のわく内(下欄の該当するものに○)は申請者が書いてください。

運転経歴証明書 交付(再交付) 申請・記載事項変更届出書

愛媛県公安委員会 殿		申請日		年	月	日	写真貼付 (30×24mm)	
フリガナ						連絡先電話番号		
氏名						() -		
生年月日	大正	昭和	平成	令和	年	月		日
免許証番号								
マイナ免許証番号								
免許証及びマイナ免許証のうち現に保有するもの	免許証・マイナ免許証	マイナンバーカードの効力 ※有効でなければ作成等はできません。	有効・失効	マイナ免許証の紛失等の事情の有無	有・無			
経歴証明書及びマイナ経歴証明書のうち保有を希望するもの	運転経歴証明書・マイナ経歴証明書	運転経歴証明書の紛失の有無	有・無	マイナンバーカードに運転経歴情報の記録の有無	有・無			
マイナンバーカードに記録された運転経歴情報の抹消の有無	有・無			手数料	円			
ここからは氏名・本籍・住所が変わった人のみ(県外から住所変更される方は氏名・本籍欄も)書いてください。								
フリガナ						□自書不能であるため、本人の依頼により代書した。()		
(新) 氏名	氏				名			
(新) 本籍								
(新) 住所								

(この線から下には記載しないこと)

資料区分	交付	再交付	記変	記変	住所	氏名	氏名住所	生年月日	条件コード	050
	36	36	51	県外	1	2	3	4	受付場所コード	□ □
登録年月日	令和	5	年	月	日				取消年月日	年 月 日

氏名・生年月日		
本籍・国籍		
住所		
交付	年 月 日	交付公安委員会
免許証の有効期間の末日	年 月 日	日まで有効
免許の条件等		
免許証番号		
マイナ免許証番号		
免許年月	第一種免許	二・小・原 その他
	第二種免許	
	大 中 準 普 大 小 原 付 大 中 普 大 付 人 型 型 通 特 二	大 中 準 普 大 小 原 付 大 中 普 大 付 人 型 型 通 特 二

受付印	
-----	--

確認方法 ✓ をつける

住民票の写し等の提示

その他 ()

氏名・本籍・住所・生年月日を確認のうえ、写真撮影してください。

※ 交付する運転経歴証明書には本籍は記載されません。

別記様式22号の4（第24条の6、第24条の6の2、第24条の7、第24条の8関係）

（裏）

証紙貼付欄	証紙貼付欄

運転経歴書の再交付の場合は記載してください。

運転経歴証明書亡失・滅失等てん末書

愛媛県公安委員会 殿

亡失等の日時	自 年 月 日 時 頃から 至 年 月 日 時 頃までの間
亡失等の場所	
亡失等の状況	上記日時、場所において 亡（滅）失・盗難のため運転経歴証明書をなくしました。

上記のとおり相違ありません。

氏 名

取扱者

別記様式第22号の4の次に次の2様式を加える。

別記様式第22号の4の2（第24条の8の2関係）

運転経歴証明書返納届

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

太線の枠内を記入して下さい。

フリガナ		生年 月日	大・昭 平・令	年 月 日
氏 名		電 話 番 号		() -
※本籍・国籍				
※ 住 所				
記 載 事 項 の 変 更 の 有 無	有 ・ 無			

※本籍（国籍）、住所については、変更がある場合のみ記入して下さい。

運 転 歴 証 明 書 の 内 容	
---	--

資料区分	生年月日・性別	記 変	住 所	氏 名	住所・氏名	本国籍	本籍・住所	本籍・氏名	本籍・住所・氏名	呼び名
	50	51 県外	1	2	3	4	5	6	7	8
運転経歴番号					受付場所コード				新性別	男・女
登録年月日		年	月	日	登録番号				同時照会	有・無

住所変更等の確認方法✓を付ける

	住民票の写しの提示等
	マイナンバーカード
	その他 ()

別記様式第22号の4の3（第24条の8の3関係）

運転経歴情報記録抹消届

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

太線の枠内を記入して下さい。

フリガナ		生年 月日	大・昭 平・令	年	月	日
氏名		電話番号		()	—	
※本籍・国籍						
※住所						
記載事項の変更の有無	有 ・ 無					

※本籍（国籍）、住所については、変更がある場合のみ記入して下さい。

運 転 歴 情 報	
-----------------------	--

資料区分	生年月日・性別	記 変	住 所	氏 名	住所・氏名	本国籍	本籍・住所	本籍・氏名	本籍・住所・氏名	呼び名
	50	51 県外	1	2	3	4	5	6	7	8
運転経歴情報記録番号					受付場所コード				新性別	男・女
登録年月日		年	月	日	登録番号				同時照会	有・無

住所変更等の確認方法✓を付ける

	住民票の写しの提示等
	マイナンバーカード
	その他 ()

(愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則(昭和43年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>別記様式(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 省略 今後 1年 以内に、愛媛県公安委員会に対し、運転免許 6月 の申請又は運転免許証等の更新の申請を行う場合は、この終了書を持参することをお勧めします。 省略 </td> </tr> </table>	省略 今後 1年 以内に、愛媛県公安委員会に対し、運転免許 6月 の申請又は運転免許証等の更新の申請を行う場合は、この終了書を持参することをお勧めします。 省略	<p>別記様式(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 省略 今後 1年 以内に、愛媛県公安委員会に対し、運転免許 6月 の申請又は運転免許証 〃 の更新の申請を行う場合は、この終了書を持参することをお勧めします。 省略 </td> </tr> </table>	省略 今後 1年 以内に、愛媛県公安委員会に対し、運転免許 6月 の申請又は運転免許証 〃 の更新の申請を行う場合は、この終了書を持参することをお勧めします。 省略
省略 今後 1年 以内に、愛媛県公安委員会に対し、運転免許 6月 の申請又は運転免許証等の更新の申請を行う場合は、この終了書を持参することをお勧めします。 省略			
省略 今後 1年 以内に、愛媛県公安委員会に対し、運転免許 6月 の申請又は運転免許証 〃 の更新の申請を行う場合は、この終了書を持参することをお勧めします。 省略			

(認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 認知機能検査員講習の実施に関する規則(平成21年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(認知機能検査員講習の項目等)</p> <p>第3条 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 20%;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢運転者対策の概要</td> <td> 1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 4 <u>運転免許証等の自主返納及び運転経歴証明書等</u> 5 安全運転相談 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">60分</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	時間	省略			高齢運転者対策の概要	1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 4 <u>運転免許証等の自主返納及び運転経歴証明書等</u> 5 安全運転相談	60分	省略			<p>(認知機能検査員講習の項目等)</p> <p>第3条 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 20%;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">60分</td> </tr> <tr> <td>高齢運転者対策の概要</td> <td> 1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 4 <u>運転免許証</u> の自主返納及び<u>運転経歴証明書</u> 5 安全運転相談 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">60分</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	時間	省略		60分	高齢運転者対策の概要	1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 4 <u>運転免許証</u> の自主返納及び <u>運転経歴証明書</u> 5 安全運転相談	60分	省略		
項目	内容	時間																							
省略																									
高齢運転者対策の概要	1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 4 <u>運転免許証等の自主返納及び運転経歴証明書等</u> 5 安全運転相談	60分																							
省略																									
項目	内容	時間																							
省略		60分																							
高齢運転者対策の概要	1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 4 <u>運転免許証</u> の自主返納及び <u>運転経歴証明書</u> 5 安全運転相談	60分																							
省略																									

(認知機能検査等の実施に関する規則の一部改正)

第4条 認知機能検査等の実施に関する規則(平成21年愛媛県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>様式第1号(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>運転免許証等の有効期間</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	<u>運転免許証等の有効期間</u>	省略	<p>様式第1号(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>運転免許証</u> の有効期間 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	<u>運転免許証</u> の有効期間	省略
省略							
<u>運転免許証等の有効期間</u>							
省略							
省略							
<u>運転免許証</u> の有効期間							
省略							

(運転技能検査等の実施に関する規則の一部改正)

第5条 運転技能検査等の実施に関する規則(令和4年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>様式第1号（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>運転免許証等の有効期間</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	運転免許証等の有効期間	省略	<p>様式第1号（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>運転免許証の有効期間</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	運転免許証の有効期間	省略
省略							
運転免許証等の有効期間							
省略							
省略							
運転免許証の有効期間							
省略							

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年3月21日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町2丁目4番地7	愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月20日条例第37号）に規定する病院の料金	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	令和7年2月5日
株式会社ジャックス	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号	愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月20日条例第37号）に規定する病院の料金	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	令和7年2月7日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年3月21日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表第5（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特殊勤務手当の種類</th> <th>支給を受ける者の範囲</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>用地交渉等業務手当</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>災害応急作業等手当</td> <td>災害応急作業等の業務に従事する職員</td> <td>1日につき 手当額 1,080円以内 特別加算額 1,080円以内</td> </tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支 給 額	省略			用地交渉等業務手当	省略		災害応急作業等手当	災害応急作業等の業務に従事する職員	1日につき 手当額 1,080円以内 特別加算額 1,080円以内	省略			<p>別表第5（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特殊勤務手当の種類</th> <th>支給を受ける者の範囲</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>用地交渉等業務手当</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支 給 額	省略			用地交渉等業務手当	省略					省略		
特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支 給 額																													
省略																															
用地交渉等業務手当	省略																														
災害応急作業等手当	災害応急作業等の業務に従事する職員	1日につき 手当額 1,080円以内 特別加算額 1,080円以内																													
省略																															
特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支 給 額																													
省略																															
用地交渉等業務手当	省略																														
省略																															

附 則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）別表第5の規定は、令和6年1月1日から適用する。
（令和7年3月31日までの間における災害応急作業等手当に関する経過措置）
- 3 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間における新規程別表第5の規定の適用については、同表支給額の欄中「1,080円」とあるのは、「730円」とする。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 省略 <u>（災害応急作業等手当）</u></p> <p>第5条の2 規程別表第5に定める災害応急作業等手当は、職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において、知事又は災害医療活動を行う団体等であつて管理者が適当と認めるものからの要請に基づき、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 医療救護活動の作業</p> <p>(2) 避難所の運営又は罹災証明に係る家屋調査の作業</p> <p>(3) 前2号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき730円とする。</p> <p>3 第1項の作業が夜間（日没時から日の出までの間をいう。）において行われた場合にあつては前項に規定する手当の額にその100分の50に相当する額を、第1項の作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては前項に規定する手当の額にその100分の100に相当する額を加算する。ただし、1日の加算額の総額は、730円を超えることはできない。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、第1項の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における同項に規定する手当の額は、前2項の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。</p>	<p>第5条 省略</p>

第2条 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第5条の2 規程別表第5に定める災害応急作業等手当は、職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において、知事又は災害医療活動を行う団体等であつて管理者が適当と認めるものからの要請</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第5条の2 規程別表第5に定める災害応急作業等手当は、職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において、知事又は災害医療活動を行う団体等であつて管理者が適当と認めるものからの要請</p>

に基づき、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 災害応急対策に係る連絡調整の作業

(4) 前3号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1) 前項第1号及び第2号の作業(これらに相当すると管理者が認めるものを含む。以下同じ。) 1,080円

(2) 前項第3号の作業(これに相当すると管理者が認めるものを含む。以下同じ。) 710円(大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円)

3 第1項第1号及び第2号の作業が夜間(日没時から日の出までの間をいう。)において行われた場合又は同項第3号の作業が深夜において行われた場合にあつては前項に規定する手当の額にその100分の50に相当する額を、第1項第1号及び第2号の作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては前項に規定する手当の額にその100分の100に相当する額を加算する。ただし、1日の加算額の総額は、1,080円を超えることはできない。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における同項に規定する手当の額は、前2項の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(帳簿)

第17条 所属長は、危険作業従事命令簿(様式第1号)、用地交渉等業務手当支給明細書(様式第5号の2)、災害応急作業等従事簿(様式第5号の3)、結核病棟勤務命令簿(様式第6号)、病理細菌取扱勤務命令簿(様式第7号)、放射線技術勤務命令簿(様式第8号)、伝染病医療従事命令簿(様式第9号)、精神病棟等勤務命令簿(様式第9号の2)、夜間看護従事命令簿(様式第12号)、救急待機命令簿(様式第12号の2)、夜間看護等手当支給整理簿(様式第12号の3)、航空業務従事命令簿(様式第13号の2)、救急医療従事命令簿(様式第14号)、救急医療従事手当整理簿(様式第15号)及び診療応援業務従事簿(様式第16号)を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。ただし、所属長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて危険作業従事命令簿、用地交渉等業務手当支給明細書、災害応急作業等従事簿、結核病棟勤務命令簿、病理細菌取扱勤務命令簿、放射線技術勤務命令簿、伝染病医療従事命令簿、精神病棟等勤務命令簿、夜間看護従事命令簿、救急待機命令簿、航空業務従事命令簿、救急医療従事命令簿及び診療応援業務従事簿の作成、記入及び保管に代えることができる。

(支給期日及び支給方法)

第19条 規程附則第7項若しくは第8項又は別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、災害応急作業等手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当、診療応援手当及び救急病院看護業務手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

に基づき、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき730円とする。

3 第1項の作業が夜間(日没時から日の出までの間をいう。)において行われた場合にあつては前項に規定する手当の額にその100分の50に相当する額を、第1項の作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては前項に規定する手当の額にその100分の100に相当する額を加算する。ただし、1日の加算額の総額は、730円を超えることはできない。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における同項に規定する手当の額は、前2項の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(帳簿)

第17条 所属長は、危険作業従事命令簿(様式第1号)、用地交渉等業務手当支給明細書(様式第5号の2)、結核病棟勤務命令簿(様式第6号)、病理細菌取扱勤務命令簿(様式第7号)、放射線技術勤務命令簿(様式第8号)、伝染病医療従事命令簿(様式第9号)、精神病棟等勤務命令簿(様式第9号の2)、夜間看護従事命令簿(様式第12号)、救急待機命令簿(様式第12号の2)、夜間看護等手当支給整理簿(様式第12号の3)、航空業務従事命令簿(様式第13号の2)、救急医療従事命令簿(様式第14号)、救急医療従事手当整理簿(様式第15号)及び診療応援業務従事簿(様式第16号)を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。ただし、所属長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて危険作業従事命令簿、用地交渉等業務手当支給明細書、結核病棟勤務命令簿、病理細菌取扱勤務命令簿、放射線技術勤務命令簿、伝染病医療従事命令簿、精神病棟等勤務命令簿、夜間看護従事命令簿、救急待機命令簿、航空業務従事命令簿、救急医療従事命令簿及び診療応援業務従事簿の作成、記入及び保管に代えることができる。

(支給期日及び支給方法)

第19条 規程附則第7項若しくは第8項又は別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当、診療応援手当及び救急病院看護業務手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

様式第5号の2の次に次の1様式を加える。

様式第5号の3 (第17条関係) 災害応急作業等従事簿

災害応急作業等従事簿

年 月分		所属課所名																																										
所長認	属確	職	氏名	区分	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	従日	事数	支単	給備	支給額	支給額合計		
				規則第5条第2項第1号の相当作業を含む	夜間以外																																	赤日			円		円	円
					夜間																																青日			円		円		
				規則第5条第2項第3号の相当作業を含む	危険区域内																																赤日			円		円		
					深夜以外																																青日			円		円		
				規則第5条第2項第1号の相当作業を含む	深夜																																赤日			円		円	円	
					危険区域内																																青日			円		円		
				規則第5条第2項第3号の相当作業を含む	深夜以外																																赤日			円		円		
					深夜																																青日			円		円		
				規則第5条第2項第1号の相当作業を含む	夜間以外																																赤日			円		円	円	
					夜間																																青日			円		円		
				規則第5条第2項第3号の相当作業を含む	危険区域内																																赤日			円		円		
					深夜以外																																	青日			円			円
				規則第5条第2項第3号の相当作業を含む	深夜																																	赤日			円		円	円
					危険区域内																																	青日			円		円	

備考1 この様式は、愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号。以下「規則」という。）第5条の2第1項に規定する作業に従事した場合に使用すること。

- 2 作業に従事した日につき、区分欄の区分に応じて、作業に従事した時間が4時間未満の日は赤で、4時間以上の日は青で該当する日の欄に○印を記入すること。
- 3 区分欄のうち、「夜間以外」は、規則第5条の2第3項に規定する夜間以外の時間においてのみ作業に従事した場合に記入すること。
- 4 区分欄のうち、「夜間」は、規則第5条の2第3項に規定する夜間において作業に従事した場合に記入すること。
- 5 区分欄のうち、「危険区域内」は、規則第5条の2第3項に規定する区域内において作業に従事した場合に記入すること。
- 6 区分欄のうち、「深夜以外」は、規則第5条第3項に規定する深夜以外において作業に従事した場合に記入すること。
- 7 区分欄のうち、「深夜」は、規則第5条第3項に規定する深夜において作業に従事した場合に記入すること。
- 8 従事日数の欄のうち、「赤」は作業に従事した時間が4時間未満を、「青」は作業に従事した時間が4時間以上を表すこと。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則第5条の2の規定は、令和6年1月1日から適用する。